

相澤委員（公明党）

令和8年3月10日
教育長答弁実録
(教育委員会)

(問) 広島県いじめ防止基本方針の見直しについて

広島県いじめ防止基本方針の見直しについて、不登校重大事態の定義である欠席30日間の扱いも含め、現在の検討状況を教育長に伺う。

また、どのような課題認識の下で見直しを進めているのか、そして、見直し後の基本方針に基づき、現場の対応をどのように変えていく方針なのか、併せて教育長に伺う。

(答)

「広島県いじめ防止基本方針」につきましては、いじめの重大事態が増加傾向にあることなどを踏まえ、

- ・ 全ての児童生徒の成長と発達を支える生徒指導が日常的に機能することや、
- ・ いじめが見逃されることのない組織的な対応の一層の充実、
- ・ いじめ重大事態の未然防止と適切な対応

をポイントとして、見直しを進めているところでございます。

この中で、重大事態に係る不登校の取扱いにつきましても、児童生徒がいじめにより欠席していることが疑われる場合には、30日の経過にかかわらず、迅速に対応し、当該児童生徒の安全確保や心のケアを最優先に取り組むこととしております。

教育委員会といたしましては、日常的な観察や見守りにより児童生徒の気になる様子にいち早く気づき、組織的な対応につなげるなど、平時から、校内のいじめ防止委員会をしっかりと機能させるとともに、警察や福祉等の関係機関との連携を図るなど、いじめに係る取組を充実させてまいります。